岩手県告示第264号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成24年４月１日

岩手県知事　達　増　拓　也

第３条第２号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。

第６条中「委員九人」を「委員十人」に改める。

附　則

１　この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。

２　この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第八条第一項の規定により平成二十五年三月三十一日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第八条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。